

令和5年度

北海道職業病対策懇談会 資料

北海道經濟部労働政策局雇用労政課

1 職業病・労働災害予防対策事業について

- 職業病・労働災害の防止及び職場の健康管理を促進するため、（一社）北海道医師会が実施する産業医研修事業に対し助成。
- 対象事業：職業病予防、職場環境、健康管理、産業医活動などに関し、産業医、医師等を対象にした研修会

（一社）北海道医師会主催「産業保健研修会」開催実績

（単位：人）

No	年度 医師会	H31(R1)		R2		R3		R4		R5	
		開催地	受講者数	開催地	受講者数	開催地	受講者数	開催地	受講者数	開催地	受講者数
1	中央ブロック	札幌市	328	札幌市	312			札幌市	293	札幌市	316
2	道南ブロック			函館市	69			函館市	73		
3	後志ブロック			小樽市	99			小樽市	88		
4	日胆ブロック			新ひだか町	25			室蘭市	53		
5	空知ブロック							岩見沢市	78		
6	道北ブロック	旭川市	92							名寄市	26
7	北見ブロック	北見市	39			北見市	45			北見市	46
8	道東ブロック	帯広市	59			釧路市	55			帯広市	56
合 計		4ブロック	518	4ブロック	505	2ブロック	100	5ブロック	585	4ブロック	444

3 労働相談の概要

北海道

① **労働相談ホットライン**（フリーダイヤル：0120-81-6105）

北海道社会保険労務士会に委託

月～金：17:00～20:00

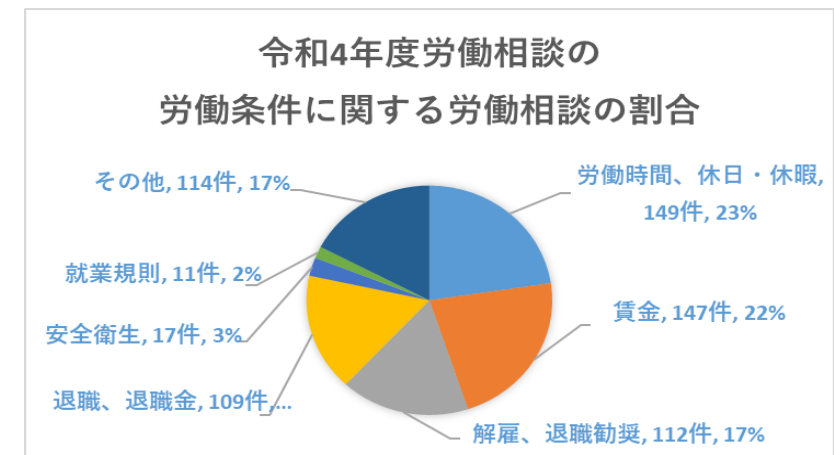
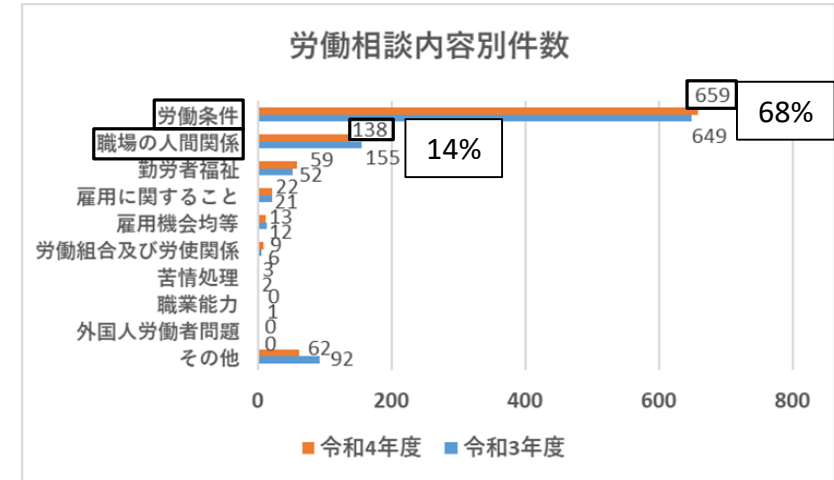
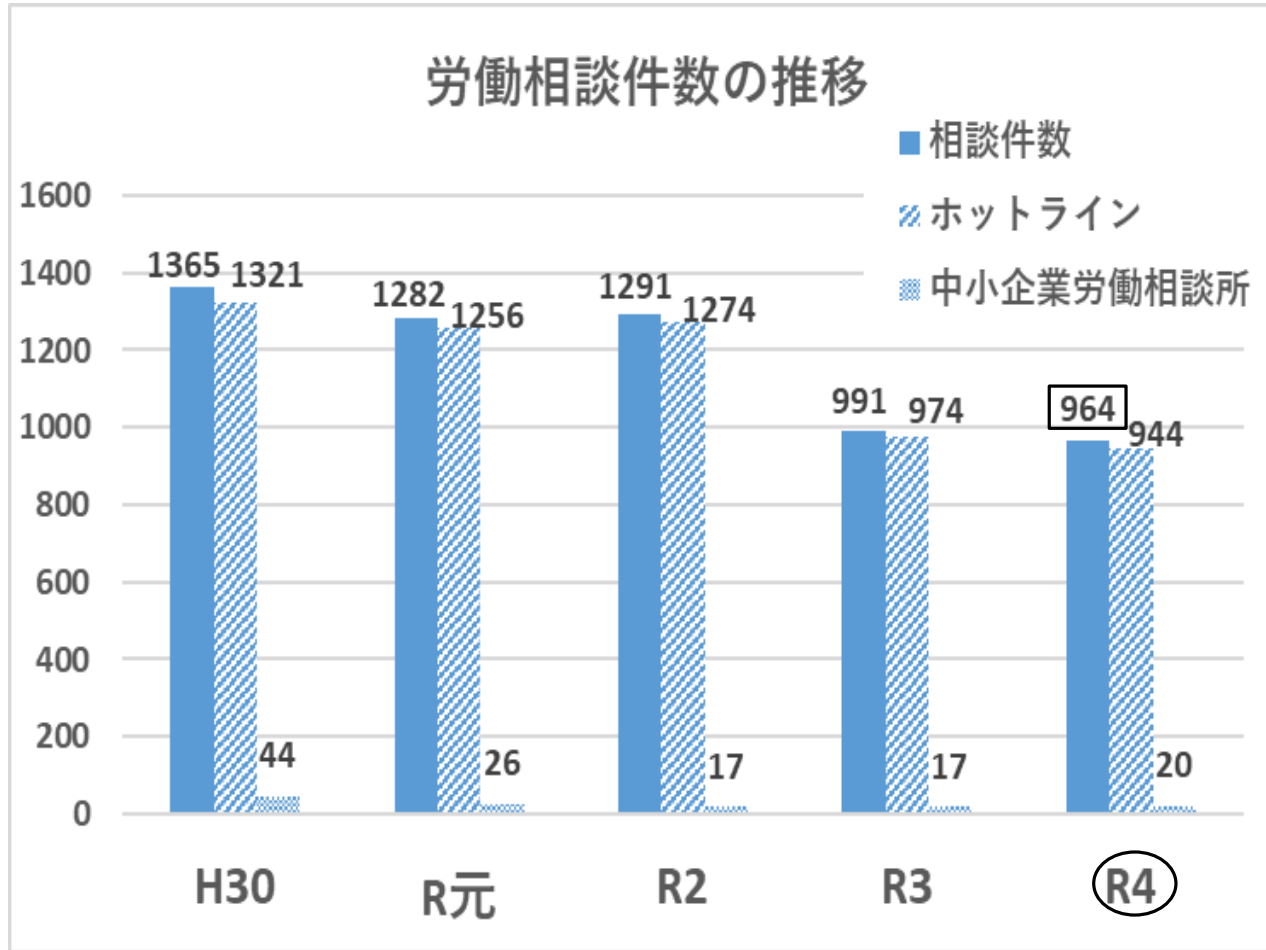
土：13:00～16:00

（日曜、祝日 4/28～5/6 8/11～15 12/28～1/6は除く。）

② **中小企業労働相談所**

各（総合）振興局商工労働観光課、小樽商工労働事務所に設置

労働相談の実績

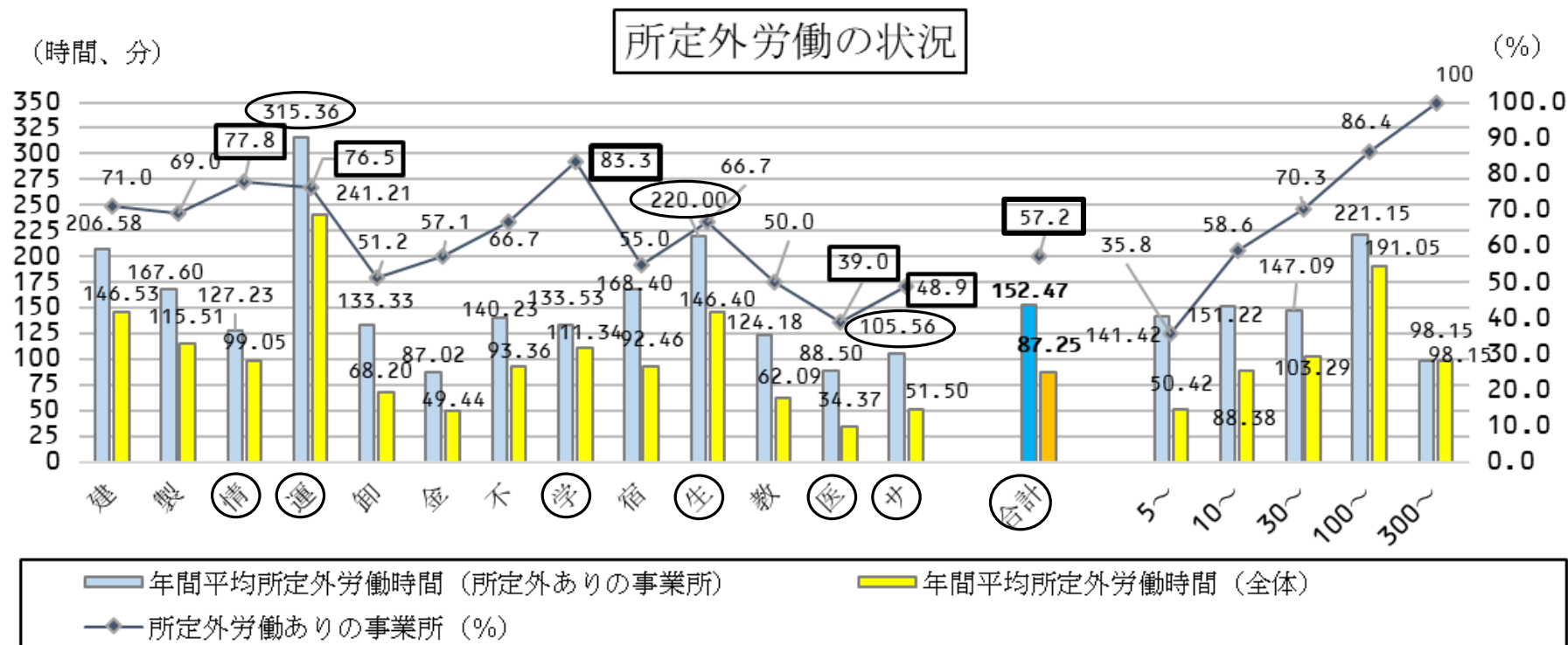


4 就業環境実態調査

～1年間（R4.4.1～R5.3.31）の1人当たりの所定外労働時間～

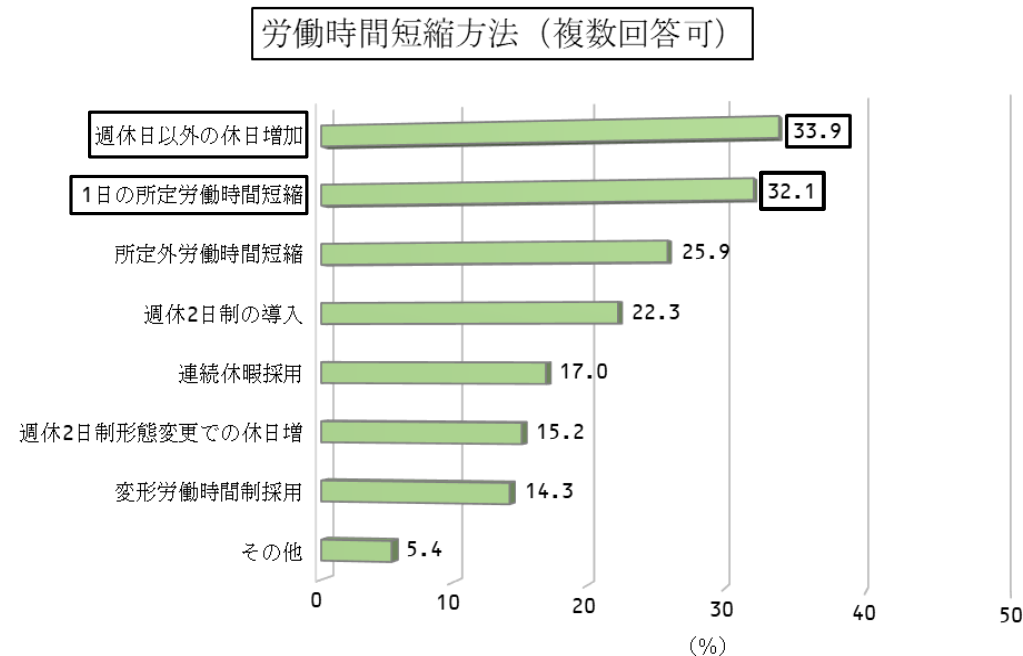
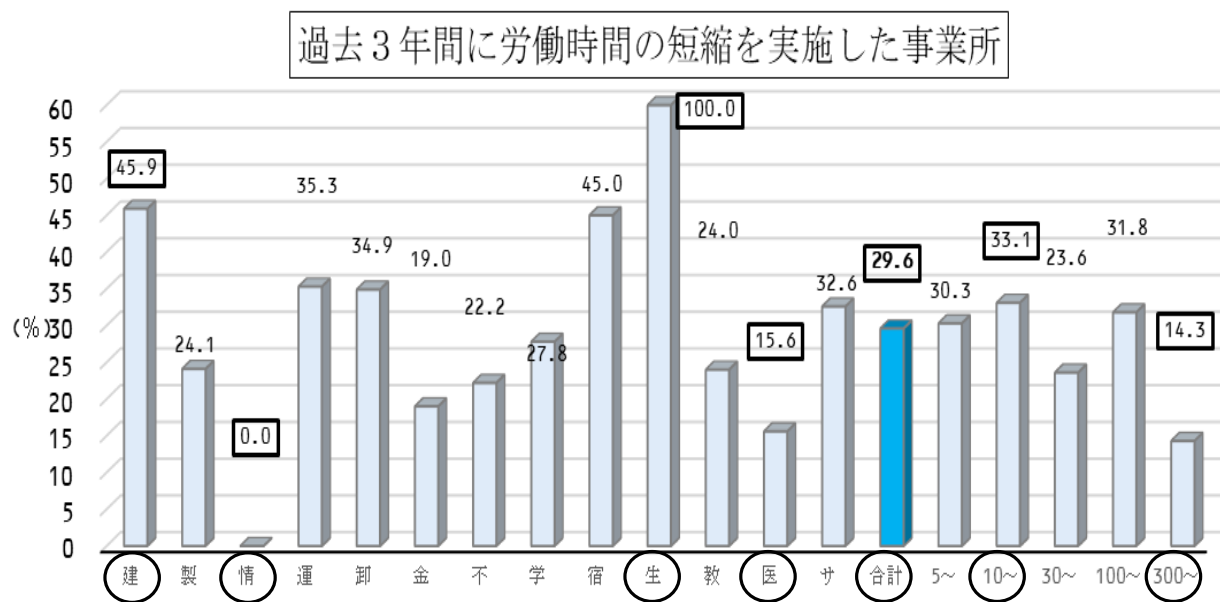
- 所定外労働がある事業所は 57.2%（R4調査 51.6%、+5.6%）
- 所定外労働がある事業所の年間平均所定外労働時間は 152時間47分（R4調査146時間41分、+6時間6分）
- 事業所全体の年間平均所定外労働時間は 87時間25分（R4調査 75時間40分、+11時間45分）

業種一覧	略
建設業	建
製造業	製
情報通信業	情
運輸業、郵便業	運
卸売業、小売業	卸
金融業、保険業	金
不動産、物品賃貸業	不
学術研究 専門技術サービス業	学
宿泊業 飲食サービス業	宿
生活関連サービス業 娯楽業	生
教育、学習支援業	教
医療、福祉	医
サービス業	サ



～過去3年間における労働時間短縮の有無、短縮方法～

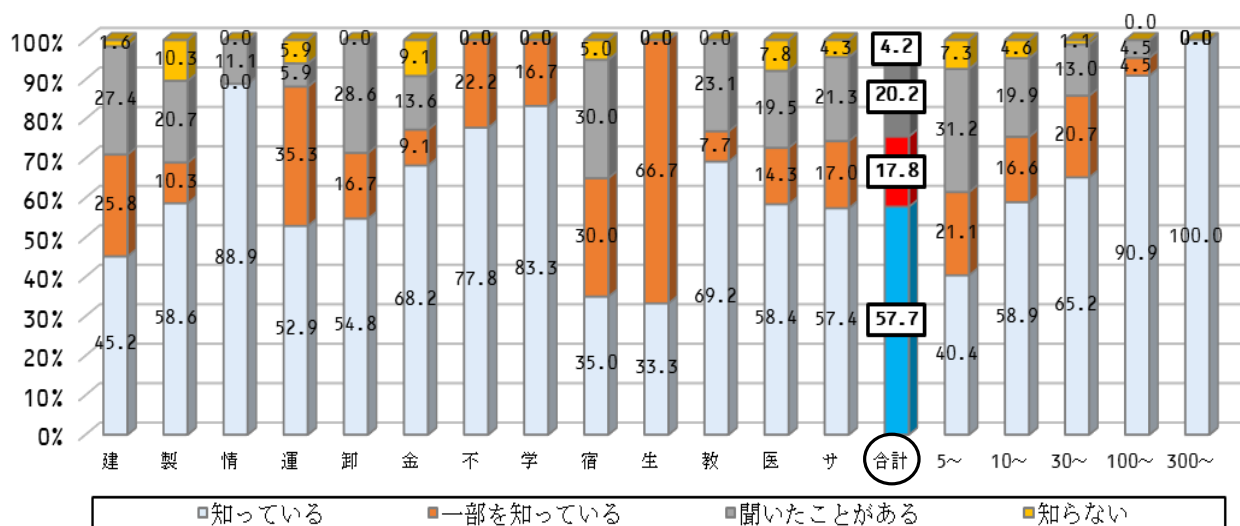
- 過去3年間に労働時間を短縮した事業所は 29.6% (R4調査27.5%、+2.1ポイント)
- 労働時間の短縮方法は「週休日以外の休日の増加」が最多で 33.9%



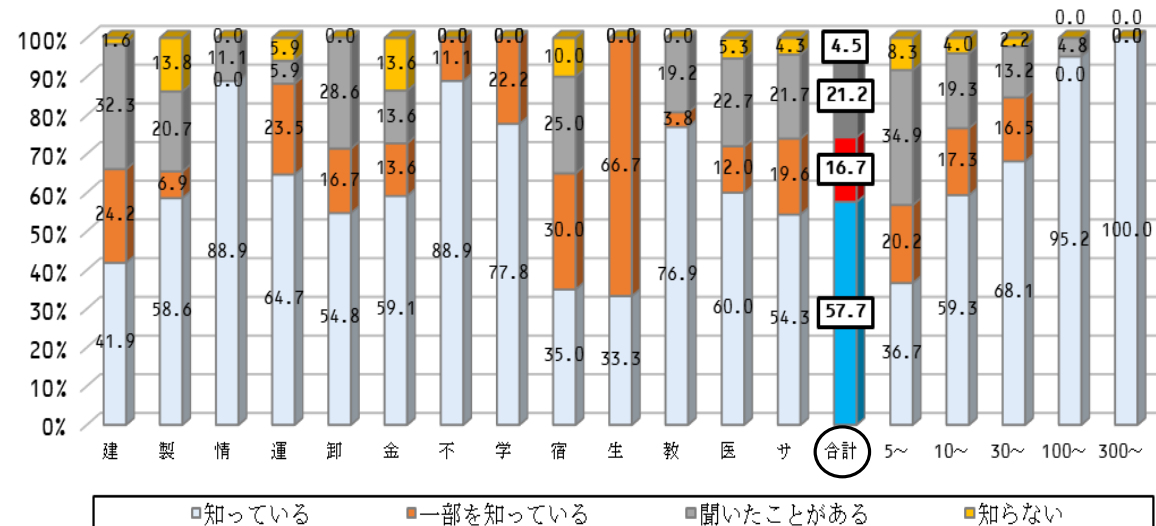
～改正労働施策総合推進法に係るハラスメント防止対策～

- 令和元年6月5日に公布された「改正労働施策総合推進法」に関して、事業主の義務となる雇用管理上必要な措置について知っている事業所は 57.7%（R4調査 50.9%、+6.8%）
- 労働者のハラスメント相談に対する不利益な取扱いが禁止されるなど、防止対策が強化されたことについて知っている事業所は 57.7%（R4調査 51.5%、+6.2%）

事業主に対する雇用管理上必要な措置



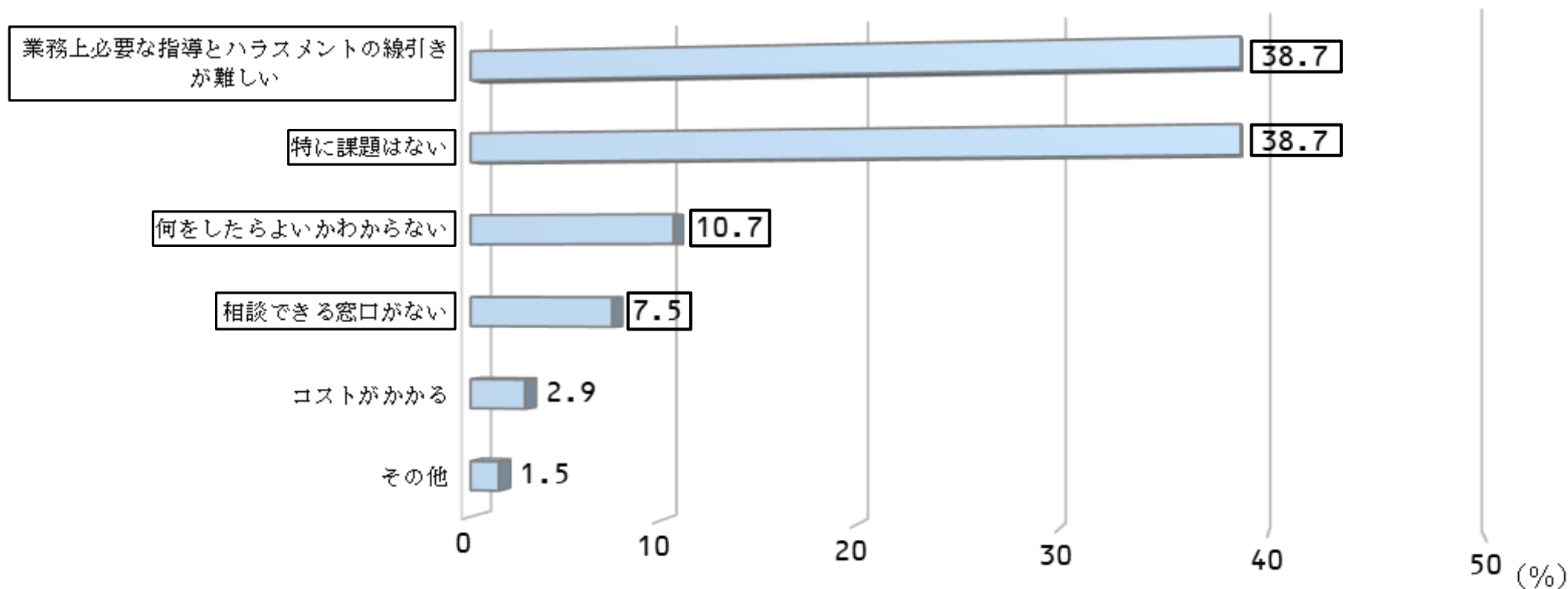
ハラスメント防止対策の強化



～ハラスメント防止対策を進める上での課題～

- ハラスメント防止対策を進める上での課題は、「業務上必要な指導とハラスメントの線引きが難しい」及び「特に課題はない」が最多で 38.7%

ハラスメント防止対策を進める上での課題（複数回答可）



5 北海道働き方改革推進企業認定制度

- この制度は、職業病対策・過労死対策やハラスメント対策を含む働き方改革に取り組む企業を、北海道働き方改革推進企業として認定し、その取組を広く紹介するとともに、社会的に評価される仕組みをつくることによって、企業の自主的な働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的としています。

■ 認定企業数（2月末時点）：661社（ゴールド認定：7社、シルバー認定：182社、ブロンズ認定：345社、ホワイト認定：127社）

○ 主な評価項目

多様な
人材の
活躍

- ・女性の職業生活における活躍推進の取組
- ・高齢者や障がい者の就業促進の取組
- ・若者の職場定着率向上の取組 等

就業
環境の
改善

- ・労働時間短縮や有給休暇取得促進の取組
- ・非正規雇用から正規雇用への転換の取組
- ・勤務地限定等の多様な正社員制度の導入
- ・テレワーク等の多様な働き方の導入
- ・仕事と育児、介護等の両立支援の取組 等

生産性の
向上

- ・付加価値向上、新たなマーケット開拓の取組
- ・労働生産性向上のための技術導入
- ・効率性向上のための人材育成の取組 等

○ 優遇措置

- ・「北海道働き方改革推進企業認定制度」ロゴマークの使用



- ・道のホームページで認定企業の働き方改革の取組を紹介

- ・ハローワーク求人票への表示

- ・北海道の融資制度「中小企業総合振興資金」の優遇金利の適用

- ・北海道労働金庫「北海道働き方改革推進企業 勤労者応援ローン」の利用

- ・北海道建設工事等競争入札参加資格審査の加点

- ・ゴールド認定表彰

- ・北海道経済部(本庁)の公募型プロポーザル及び総合評価一般競争入札における企画提案審査の加点



制度ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hatarakikatakakuninteiseido.html>